

随意契約理由書

1 案件名称

障がい者の就業訓練を目的とした西区役所庁舎清掃業務委託（長期継続）

2 契約の相手方

大阪知的障害者雇用促進建物サービス事業協同組合

3 随意契約理由

大阪市では施設等の清掃業務を行う事業者との委託契約により、知的障がい者の方に一般就労に向けた実践的な訓練機会を提供する有効な取り組みとして「障がい者の就業訓練の場」を提供しているところである。契約手法に関しては、公平・公正・透明性の確保のため、福祉局障がい福祉課にて「障がい者就業訓練受託事業者選定会議」を開催し、清掃業務を活用した障がい者の就業訓練選定基準に基づいた企画公募型コンペ方式によって事業者選定を行った。

大阪知的障害者雇用促進建物サービス事業協同組合は、公募型プロポーザル選定委員会において総合的に優れた提案を行ったため、契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

西区役所総務課（総務）（電話番号 06-6532-9939）